

務	00	01	3年
(令和11年3月末まで保存)			

(生企、捜二、交企、交指)
人 安 第 7 1 号
令 和 7 年 6 月 2 7 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令及び特定複合観光施設区域整備法施行令の一部を改正する政令等の公布について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第45号。以下「改正法」という。)が令和7年6月28日から施行されることに伴い、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令及び特定複合観光施設区域整備法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第204号。以下「改正令」という。)、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(令和7年内閣府令第52号。以下「改正府令」という。)及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則(令和7年国家公安委員会規則第11号。以下「改正規則」という。)が本年6月6日に公布され、本年6月28日から施行されることとなった。

その概要等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通知において、改正法による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)を「新法」という。

記

1 改正令の主な内容

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令(平成20年政令第346号)に関して、インターネット異性紹介事業の事業停止事由となる児童の健全な育成に障害を及ぼす罪として、新法第53条第2号に規定する罪(新法第22条の2(接待飲食営業を営む者の禁止行為)違反)及び新法第53条第7号に規定する罪(新法第28条第13項及び新法第31条の3第1項において準用する新法第28条第13項(いわゆるスカウトバックに係る禁止規定)違反)を定めるほか、新法の罰則規定において条ずれが生じたことに伴う所要の改正を行うこととした。(改正令第1条関係)

2 改正府令の主な内容

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令(昭和60年総理府令第1号。以下「府令」という。)に関して、新

法の罰則規定において条ずれが生じたことに伴い、青森県公安委員会が新法第30条第1項等に基づき店舗型性風俗特殊営業等の停止を命じたときに、当該命令に係る施設に貼り付けることとされている標章の様式を定める府令別記様式第1号について所要の改正を行うこととした。

なお、改正府令附則第2項において経過措置が設けられており、改正府令の施行の際現に貼り付けられている標章については、改正府令による改正後の様式にかかわらず、なお従前の例によることとされており、停止の期間が改正府令の施行日前後にわたっている場合には旧様式を用いることとして差し支えない。

3 改正規則の主な内容

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第4号)に関して、改正法により組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号)が改正されるとともに、新法の罰則規定において条ずれが生じたことに伴い、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に掲げる暴力的不法行為等に当たる罪を定める規定について所要の改正を行うほか、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める以下の国家公安委員会規則に関して、同様の改正を行うこととした。(改正規則第1条から第8条まで(第3条を除く。))関係)

- 警備業の要件に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第1号)
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)
- 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則(平成3年国家公安委員会規則第8号)
- 古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)
- 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成14年国家公安委員会規則第11号)
- 確認事務の委託の手続等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)

また、少年指導委員規則(昭和60年国家公安委員会規則第2号)に関して、新法の罰則規定において条ずれが生じたことに伴い、立入りをする少年指導委員が携帯することとされている証明書の様式を定める同規則別記様式について所要の改正を行うこととした。(改正規則第3条関係)

なお、改正規則附則第2項において経過措置が設けられているところ、現在委嘱中の少年指導委員の指導委員証を再交付する必要まではないが、2年間の任期を終えた少年指導委員を再任する場合等、今後新たに交付する指導委員証については新様式を用いることとされたい。

(参考資料)

- 改正令の官報の写し及び新旧対照条文
- 改正府令の官報の写し
- 改正規則の官報の写し

【本件担当】

人身安全対策課(3082～3084)(1及び3について)

生活安全企画課(3061、3044)(1から3について)

捜査第二課(4252、4253)(3について)

交通企画課(5032、5034)(3について)

交通指導課(5131、5134)(3について)

担当 人身安全対策課少年事件係

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令及び特定複合観光施設区域整備法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）（第一条関係）	1
○ 特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）（第二条関係）	3

○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪） 第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一〇九 （略） 十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）<u>第五十一条第四号（同法第二十二條第一項第六号に係る部分を除く。）</u>、第五号（同法第二十八條第十二項第五号に係る部分に限る。）若しくは第八号（同法第三十一条の十三第二項第六号に係る部分を除く。）若しくは第九号に規定する罪、<u>同法第五十一条第四号（同法第二十二條第一項第六号に係る部分に限る。）</u>、第五号（同法第二十八條第十二項第五号に係る部分に限る。）若しくは第八号（同法第三十一条の十三第二項第六号に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に提供する行為に係るものに限る。）、<u>同法第五十三條第二号に規定する罪（児童である客に対する同法第二十二條の二各号に掲げる行為に係るものに限る。）</u>、<u>同法第五十三條第七号に規定する罪（児童の紹介を受けた場合における財産上の利益を提供し、又は提供させる行為に係るもの</u>	（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪） 第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一〇九 （略） 十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）<u>第五十条第一項第四号（同法第二十二條第一項第六号に係る部分を除く。）</u>、第五号（同法第二十八條第十二項第五号に係る部分を除く。）、第六号、第八号（同法第三十一条の十三第二項第六号に係る部分を除く。）若しくは第九号に規定する罪、<u>同法第五十条第一項第四号（同法第二十二條第一項第六号に係る部分に限る。）</u>、第五号（同法第二十八條第十二項第五号に係る部分に限る。）若しくは第八号（同法第三十一条の十三第二項第六号に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に提供する行為に係るものに限る。）<u>又はこれらの罪に係る同法第五十六條に規定する罪</u>

に限る。)又はこれらの罪に係る同法第五十七条第一項に規定する罪

十一～二十五 (略)

十一～二十五 (略)

○ 特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（免許等の欠格事由に係る罪） 第七条 法第四十一条第二項第一号へ（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。 一 三十八 （略） 三十九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五十七条第一項（第二号（同法第五十三条から第五十六条までに係る部分に限る。）に係る部分を除く。）の罪 四十 四十五 （略） 2 法第四十一条第二項第二号イ(6)（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。 一 三十九 （略） 四十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条、第五十条、第五十一条第一項又は第五十七条第一項（第二号（同法第五十三条から第五十六条までに係る部分に限る。）に係る部分を除く。）の罪	（免許等の欠格事由に係る罪） 第七条 法第四十一条第二項第一号へ（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。 一 三十八 （略） 三十九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五十六条（同法第四十九条及び第五十条第一項に係る部分に限る。）の罪 四十 四十五 （略） 2 法第四十一条第二項第二号イ(6)（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。 一 三十九 （略） 四十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条、第五十条第一項又は第五十六条（同法第四十九条及び第五十条第一項に係る部分に限る。）の罪

四十一
～
四十七
(略)

四十一
～
四十七
(略)

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令及び特定複合観光施設区域整備法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年六月六日

内閣総理大臣 石 破 茂

政令第二百四号

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令及び特定複合観光施設区域整備法施行令の一部を改正する政令

内閣は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）第十四条第一項並びに特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第四十一条第二項第一号へ（同法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第二号イ(6)（同法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正）

第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第十号中「第五十条第一項第四号」を「第五十一条第一項第四号」に、「又は」を「、同法第五十三条第二号に規定する罪（児童である客に対する同法第二十二条の二各号に掲げる行為に係るものに限る。）、同法第五十三条第七号に規定する罪（児童の紹介を受けた場合における財産上の利益を提供し、又は提供させる行為に係るものに限る。）又は」に、「第五十六条」を「第五十七条第一項」に改める。

(特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正)
第二条 特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三十九号中「第五十六条（同法第四十九条及び第五十条第一項）を「第五十七条第一項（第二号（同法第五十三条から第五十六条までに係る部分に限る。）」に、「に限る」を「を除く」に改め、同条第二項第四十号中「第五十条第一項又は第五十六条（同法第四十九条及び第五十条第一項）を「第五十条、第五十一条第一項又は第五十七条第一項（第二号（同法第五十三条から第五十六条までに係る部分に限る。）」に、「に限る」を「を除く」に改める。」

附 則

この政令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十五号）の施行の日から施行する。

内閣総理大臣 石破 茂

○内閣府令第五十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十五号）の施行に伴い、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年六月六日

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和六十年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和六十年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

別記様式第1号（第10条関係）

氏名又は名称	
営業所の名称等	
期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

公安委員会

この標章を破壊し、汚損し、又は上記期間中に取り除いた者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第56条第6号の規定により処罰されることがあります。

5 13.5 85 175 13.5 3

297

5 5 287 420 70 24 12 12 10

備考 1 色別は、斜めの帯及び枠を青色、「営業停止」の文字を青色、その他の文字及び表を黒色並びに地を白色とする。
2 塗料は、耐光性のものを用いるものとする。
3 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。
4 標章の材質は、容易に変化しないものとする。
5 裏面には、容易にはがれない接着剤を塗布するものとする。
6 「営業所の名称等」欄には、店舗型風俗営業等若しくは店舗型風俗営業等若しくは店舗型風俗営業等若しくは店舗型風俗営業等の営業所の名称又は受付所営業につき
広告若しくは宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称を記載する。

別記様式第1号（第10条関係）

氏名又は名称	
営業所の名称等	
期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

公安委員会

この標章を破壊し、汚損し、又は上記期間中に取り除いた者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第55条第6号の規定により処罰されることがあります。

5 13.5 85 175 13.5 3

297

5 5 287 420 70 24 12 12 10

備考 1 色別は、斜めの帯及び枠を青色、「営業停止」の文字を青色、その他の文字及び表を黒色並びに地を白色とする。
2 塗料は、耐光性のものを用いるものとする。
3 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。
4 標章の材質は、容易に変化しないものとする。
5 裏面には、容易にはがれない接着剤を塗布するものとする。
6 「営業所の名称等」欄には、店舗型風俗営業等若しくは店舗型風俗営業等若しくは店舗型風俗営業等の営業所の名称又は受付所営業につき
広告若しくは宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称を記載する。

附 則

（施行期日）

1 この府令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月二十八日）から施行する。

（経過措置）

2 この府令の施行の際現に貼り付けられている標章の様式については、この府令による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令別記様式第一号の様式にかかわらず、なお従前の例による。

○国家公安委員会規則第十一号
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十五号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和七年六月六日

国家公安委員会委員長 坂井 学

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則
（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条 警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 「一、八 略」 九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第四号（第二十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十三条第一号に規定する罪 「十、四十六 略」		（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第二条 「同上」 「一、八 同上」 九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（第二十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十一条第一号に規定する罪 「十、四十六 同上」	

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪 「イゝ二 略」 ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪 「(1)ゝ(6) 略」 「(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条第五号又は第六号に規定する罪 「(8)ゝ(29) 略」 ヘ 「略」 「四十八ゝ六十 略」		四十七 「同上」 「イゝ二 同上」 ホ 「同上」 「(1)ゝ(6) 同上」 「加える。」 「(7)ゝ(28) 同上」 ヘ 「同上」 「四十八ゝ六十 同上」	
備考 表中の「」の記載は注記である。			
第二条 （風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正） 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。			
改 正 後		改 正 前	
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第六条 法第四条第一項第三号（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 「一ゝ八 略」 九 法第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第四号（第二十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十三条第一号に規定する罪 「十ゝ四十六 略」 四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪 「イゝ二 略」 ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第二項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪 「(1)ゝ(6) 略」 「(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条第五号又は第六号に規定する罪 「(8)ゝ(29) 略」 ヘ 「略」 「四十八ゝ六十 略」		（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第六条 「同上」 「一ゝ八 同上」 九 法第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（第二十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十二条第一号に規定する罪 「十ゝ四十六 同上」 四十七 「同上」 「イゝ二 同上」 ホ 「同上」 「(1)ゝ(6) 同上」 「加える。」 「(7)ゝ(28) 同上」 ヘ 「同上」 「四十八ゝ六十 同上」	

備考
表中の「」の記載は注記である。

別記様式第22号（第44条、第55条、第66条関係）

第 号	
届出確認書不交付通知書	
年 月 日付けで届出のあつた下記の営業については、届出 確認書を交付することができないので、風俗営業等の規制及び業務の適正化 等に関する法律施行規則第44条第2項（第55条第2項及び第66条第2項にお いて準用する場合を含む。）の規定により通知する。	
年 月 日	
住所 殿 公安委員会 印	
(ふりがな)	
氏 名 又 は 名 称	
営 業 所 又 は 受 付 所 の 所 在 地	〒 () () 局 番
(ふりがな)	
営 業 所 の 名 称 又 は 広 告 若 し く は 宣 伝 を す る 場 合 に 使 用 す る 呼 称	
交 付 で き な い 理 由	上記営業所又は受付所が、風俗営業等の規制及び業務 の適正化等に関する法律又はこれに基づく条例の規定に より営業を営んではならないこととされる区域又は地域 に所在するため。 注1 この規定に違反して店舗型性風俗特殊営業又は無店 舗型性風俗特殊営業を営んだ者は、5年以下の拘禁刑 若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併 科する。 注2 この規定に違反して店舗型電話異性紹介営業を営ん だ者は、2年以下の拘禁刑若しくは200万円以下の罰 金に処し、又はこれを併科する。

備考

- 1 受付所を複数設ける旨の届出書の提出があつた場合においては、「営業所
又は受付所の所在地」欄には、受付所営業を営んではならないこととされる
区域又は地域に所在する受付所のみを記入すること。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第22号（第44条、第55条、第66条関係）

第 号	
届出確認書不交付通知書	
年 月 日付けで届出のあつた下記の営業については、届出 確認書を交付することができないので、風俗営業等の規制及び業務の適正化 等に関する法律施行規則第44条第2項（第55条第2項及び第66条第2項にお いて準用する場合を含む。）の規定により通知する。	
年 月 日	
住所 殿 公安委員会 印	
(ふりがな)	
氏 名 又 は 名 称	
営 業 所 又 は 受 付 所 の 所 在 地	〒 () () 局 番
(ふりがな)	
営 業 所 の 名 称 又 は 広 告 若 し く は 宣 伝 を す る 場 合 に 使 用 す る 呼 称	
交 付 で き な い 理 由	上記営業所又は受付所が、風俗営業等の規制及び業務 の適正化等に関する法律又はこれに基づく条例の規定に より営業を営んではならないこととされる区域又は地域 に所在するため。 注) この規定に違反した者は、2年以下の拘禁刑若しくは 200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

備考

- 1 受付所を複数設ける旨の届出書の提出があつた場合においては、「営業所
又は受付所の所在地」欄には、受付所営業を営んではならないこととされる
区域又は地域に所在する受付所のみを記入すること。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第三條 (少年指導委員規則の一部改正)

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

別記様式（第 9 条関係）

(表)

8.5

5.5

4.5

7.5

第 号

少年指導委員証

写真

活動区域

氏 名

(年 月 日生)

上記の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条の2第1項の規定により立入りをを行う少年指導委員であることを証明する。

年 月 日

公安委員会

(裏)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抜粋）

第38条の2 公安委員会は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、少年指導委員に、第37条第2項各号に掲げる場所に立ち入らせることができる。ただし、同項第1号、第2号又は第4号から第7号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。

2・3 略

4 第1項の規定による立入りをする少年指導委員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第54条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、100万円以下の罰金に処する。

一～六 略

七 第37条第2項又は第38条の2第1項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌避したとき。

備考 1 表側の色彩は、緑を淡緑色、文字を黒色、地を白色とする。
2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式（第 9 条関係）

(表)

8.5

5.5

4.5

7.5

第 号

少年指導委員証

写真

活動区域

氏 名

(年 月 日生)

上記の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条の2第1項の規定により立入りをを行う少年指導委員であることを証明する。

年 月 日

公安委員会

(裏)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抜粋）

第38条の2 公安委員会は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、少年指導委員に、第37条第2項各号に掲げる場所に立ち入らせることができる。ただし、同項第1号、第2号又は第4号から第7号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。

2・3 略

4 第1項の規定による立入りをする少年指導委員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

一～六 略

七 第37条第2項又は第38条の2第1項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌避した者

備考 1 表側の色彩は、緑を淡緑色、文字を黒色、地を白色とする。
2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正)
第四条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成三年国家公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後			改 正 前		
(暴力的不法行為等) 第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」という。)第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。 〔一〇八 略〕 九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第四号(第二十二条第一項第三号及び第四号(第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)に係る部分に限る。)、第五号(第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。)、第六号、第八号(第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。)、第九号若しくは第十号又は第五十三条第一号に規定する罪 〔一〇四十六 略〕 四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。)第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪 〔一〇二 略〕 ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当る行為に係る罪 〔(一)〇六 略〕 (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条第五号又は第六号に規定する罪 〔(八)〇二九 略〕 ヘ 〔略〕 〔四八八〇六十 略〕			(暴力的不法行為等) 第一条 〔同上〕 〔一〇八 同上〕 九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号(第二十二条第一項第三号及び第四号(第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)に係る部分に限る。)、第五号(第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。)、第六号、第八号(第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。)、第九号若しくは第十号又は第五十三条第一号に規定する罪 〔一〇四十六 同上〕 四十七 〔同上〕 〔一〇二 同上〕 ホ 〔同上〕 〔(一)〇六 同上〕 〔加える。〕 (7) 〔同上〕 ヘ 〔同上〕 〔四八八〇六十 同上〕		
第五條 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。			〔同上〕 〔同上〕		
銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 〔一〇八 略〕			〔同上〕 〔一〇八 同上〕		

備考 表中の「」の記載は注記である。

九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第四号（第二十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十三条第一号に規定する罪 〔十、四十六 略〕 四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪 〔イ、二 略〕 ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪 〔1、6 略〕 〔7〕 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条第五号又は第六号に規定する罪 〔8、29 略〕 ヘ 〔略〕 〔四十八、六十 略〕	
備考 表中の「」の記載は注記である。	
〔古物営業法施行規則の一部改正〕 第六条 古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。	
改	正
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第一条 古物営業法（以下「法」という。）第四条第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 〔一、八 略〕 九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第四号（第二十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十三条第一号に規定する罪 〔十、四十六 略〕 四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪 〔イ、二 略〕	
改	正
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第一条 〔同上〕 〔一、八 同上〕 九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（第二十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十三条第一号に規定する罪 〔十、四十六 同上〕 四十七 〔同上〕 〔イ、二 同上〕	

ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第二項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当 たる行為に係る罪 〔1〕(6) 略 (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条第五号又は第六号に規 定する罪 〔8〕(29) 略 ヘ 略 〔四十八〕六十 略	
備考 表中の「」の記載は注記である。	

第七条 (国家公安委員会関係自動車運転代行業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正) 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。	
改正後	改正前
(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 第一条 自動車運転代行業務の業務の適正化に関する法律(以下「法」という。)第三条第四号の国 家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 〔一〕(八) 略 九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第 四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第四号 (第二十二条第一項第三号及び第四号(第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において 準用する場合を含む。))に係る部分に限る。)、第五号(第二十八条第十二項第三号に係る部分 に限る。)、第六号、第八号(第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。)、 第九号若しくは第十号又は第五十三条第一号に規定する罪 〔十〕(四十六) 略 四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百三十六 号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。)第二章に規定する罪のうち、次に掲 げる罪 〔イ〕(二) 略 ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第二項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当 たる行為に係る罪 〔1〕(6) 略 (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条第五号又は第六号に規 定する罪 〔8〕(29) 略 ヘ 略 〔四十八〕六十 略	(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 第一条 同上 〔一〕(八) 同上 九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第 四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号(第二十二条第一項第三号及び第四 号(第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。))に係る部分に 限る。)、第五号(第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。)、第六号、第八号(第三十 一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。)、第九号若しくは第十号又は第五十三 二条第一号に規定する罪 〔十〕(四十六) 同上 四十七 同上 〔イ〕(二) 同上 ホ 同上 〔1〕(6) 同上 〔加える。〕 (7)(28) 同上 ヘ 同上 〔四十八〕六十 同上
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(確認事務の委託の系統等に関する規則の一部改正)

第八条 確認事務の委託の系統等に関する規則(平成十六年国家公安委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)		(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)	
第三条 法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。		第三条 [同上]	
「一八 略」		「一八 同上」	
九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第四号(第二十二条第一項第三号及び第四号(第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)に係る部分に限る。)、第五号(第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。)、第六号、第八号(第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。)、第九号若しくは第十号又は第五十三条第一号に規定する罪		九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号(第二十二条第一項第三号及び第四号(第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)に係る部分に限る。)、第五号(第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。)、第六号、第八号(第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。)、第九号若しくは第十号又は第五十二條第一号に規定する罪	
「十 四十六 略」		「十 四十六 同上」	
四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。)第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪		四十七 [同上]	
「イ二 略」		「イ二 同上」	
ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪		ホ [同上]	
「(1) 6 略」		「(1) 6 同上」	
(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条第五号又は第六号に規定する罪		「加える。」	
(8) 29 [略]		(7) 28 [同上]	
ヘ [略]		ヘ [同上]	
「四十八 六十 略」		「四十八 六十 同上」	
備考 表中の「」の記載は注記である。			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(令和七年六月二十八日)から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の少年指導委員規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後の少年指導委員規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。